

上智大学公的資金に係わる不正取引に関する取扱基準

平成 27 年 3 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この基準は「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」第7項(7)に基づき、取引会社等が不正取引を行った場合の措置及びその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に定める不正取引とは、以下に挙げるものを指す。

- (1) 預け金
- (2) 取引実績と異なる書類の提出
- (3) 納品物の持ち帰り
- (4) その他不正行為と判断される取引

(取引停止等の措置)

第3条 学長は、取引会社等が不正取引に関与したと認めた時は、取引停止の措置を行う。

(取引停止期間)

第4条 取引停止期間は、原則として1ヶ月以上、12ヶ月以内とする。

- 2 取引停止期間は不正取引の内容に応じて学長が判断し、決定するものとする。
- 3 不正取引の内容が悪質と判断された場合は、当初定めた停止期間を12ヶ月を超えて延長することができる。
- 4 取引停止期間中の取引会社等が不正取引において責めを負わないことが判明した場合は、学長は取引停止を解除することができる。

(取引停止措置等の通知)

第5条 学長は前項に掲げる取引停止措置又はその解除を行ったときは、その取引会社等に対し、遅滞なく、書面で通知するものとする。

(事務局)

第6条 取引停止措置及びその解除にかかる事項は、財務局が行う。

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、本学院の定める手続きによる。

附 則

この基準は、2015年(平成27年)3月1日から施行する。